

令和 8 年 度

すりかみ浄水場発電機始動用直流電源装置取替工事

令和8年度 契約第 号

設 計 書

作成 令和8年5月25日

工 事 名	すりかみ浄水場発電機始動用直流電源装置取替工事			事 務 局 長	
工 事 箇 所	福島市飯坂町字沼ノ上1-1			次 長	
設 計 金 額	¥	工事期間	自 令和 8年 月 日 至 令和 9年 月 日	技 術 管 理 者	電 気 主 任 技 術 者
起工・変更理由	本工事は、令和8年度事業計画に基づき、すりかみ浄水場に設置されている発電機始動用直流電源装置について、災害等による停電時の発電機不動を未然に防止するため交換を実施するものです。 ・発電機始動用直流電源装置 1. すりかみ浄水場 1組		工 事 仕 様 概 要	課 長	課 長 補 佐
○ 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ・処理場					
○ 建築関係工事共通仕様書(福島県土木部)					
○ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)					
○ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)					
○ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)			係 長	照 査	
公共建築工事共通費積算基準			検 算	設 計	
公共建築工事標準単価積算基準					
公共建築工事積算基準等資料					

本 工 事 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	変 更 前		変 更 後		摘 要
					数 量	金 額	数 量	金 額	
本工事費									
	電気設備工	機器費							
		発電機始動用直流電源装置		式	1.0				企業団単価
			計						★機器費
		直接工事費							
			輸送費	式	1.0				第1号明細書
			一般労務費	式	1.0				第2号明細書
			技術労務費	式	1.0				第3号明細書
			複合工費	式	1.0				第4号明細書
			機械経費	式	1.0				第5号明細書
			仮設費	式	1.0				第6号明細書
			計						★直接工事費
		間接工事費							
			共通仮設費	式	1.0				第7号明細書
			現場管理費	式	1.0				第8号明細書
			据付(技術者)間接費	式	1.0				第9号明細書
			据付(機器)間接費	式	1.0				第10号明細書
			計						★間接工事費
		据付工事原価							直接工事費 + 間接工事費
		設計技術費							

本工事費内訳書

[illegible]

[illegible]

第 3 号 技術労務費				明 細 書			1.0式 当り	
労務費：令和8年3月1日から適用する電気通信関係技術者等単価（基準日額）				下水道用設計標準歩掛表【ポンプ場・処理場】				
工 種	種 別	細 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電気設備工	直接工事費	技術者	据付	人	1.7			
			単体調整	人	1.1			
			組合せ試験 （既設発電機）	式	1			
		計						

第 4 号 複合工費				明 細 書			1.0式 当り	
下水道用設計標準歩掛表[ポンプ場・処理場]								
工 種	種 別	細 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電気設備工	直接工事費	配線工事	EM-CE 150mm ² -1C 15m×4本 至 セルモータ	m	60			
			EM-CE 8mm ² -3C 至 自家発補器盤	m	10			
			EM-CE 3.5mm ² -2C 至 自家発補器盤	m	10			
			EM-CE 3.5mm ² -3C 至 自動始動盤	m	8			
			EM-CE 2.0mm ² -2C 至 発電機盤	m	7			
			EM-IE 14mm ² 緑 至 EC接地幹線	m	7			
		計						

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

1

電気設備

工事項目

（電気設備工事）○印を付したものを建物種別及び屋外

1

2

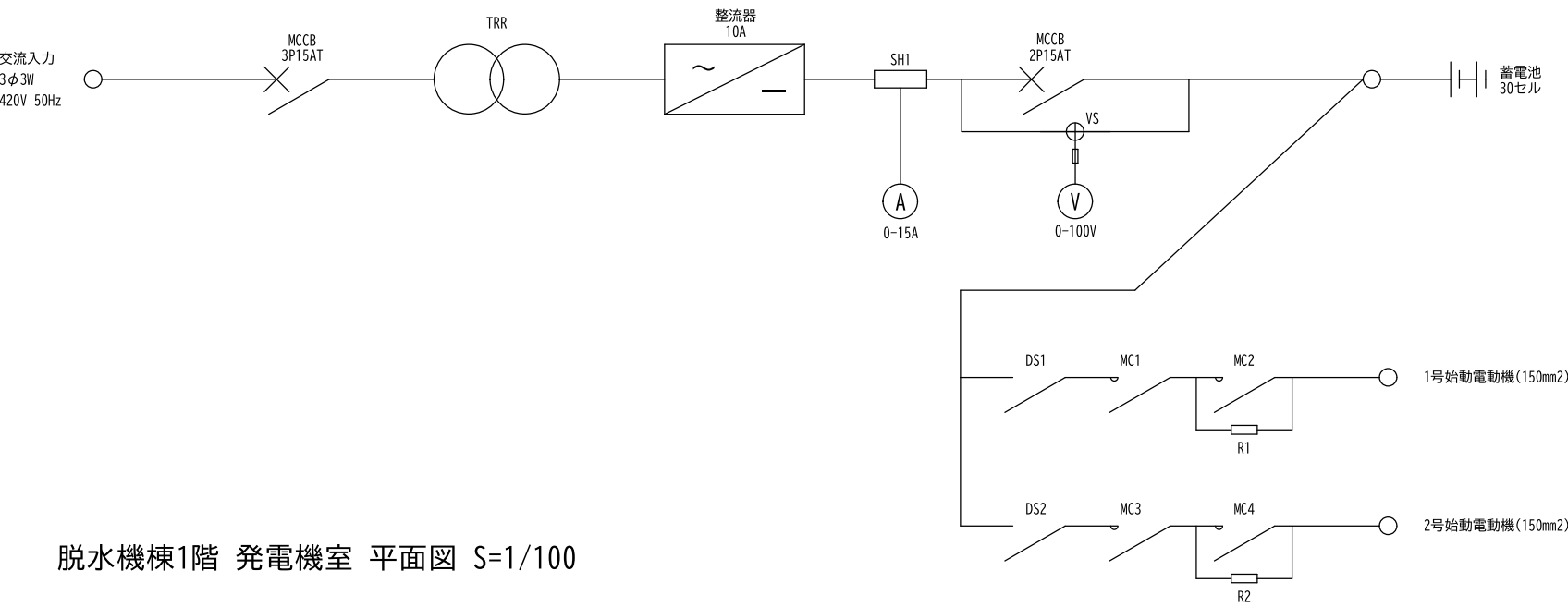
3

4

雷保護設備	・ 1 雷保護設備	(1) 建物等の雷保護設備 ※ 雷保護設備については、現場施工前に本工事、別途工事等を含めた施工図による検証を行い、設計図に基づく雷保護設備で保護できない場合は、監督員と協議すること。 (2) 適用 J I S ・ J I S A 4201 : :2003(新JIS) ・ J I S A 4201 : 1992(旧JIS) ・ J I S Z 9290-1 : 2014 ・ J I S Z 9290-3 : 2014 ・ J I S Z 9290-4 : 2009 (3) 外部雷保護 (旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示 (図面) による。 (4) 内部雷保護 (旧JIS以外の場合) ※ 詳細は、図示 (図面) による。 (5) 雷による電磁インパルスに対する機器の保護 ※ 詳細は、図示 (図面) による。 (6) SPDを用いた雷サージ低減 ※ 詳細は、図示 (図面) による。 ※ 雷保護設備がある既存建築物の屋上等に機器類を設置する場合は、雷保護領域内に納まることを確認すること。また、雷保護設備がない建築物でも屋上等に機器類を設置することにより、雷保護設備が必要になる場合があるので、確認すること。確認の結果、雷保護領域内に納まらない場合や新たに雷保護設備が必要になる場合は、監督員と協議すること。	5	○ 1 工程関係 ○ 2 施工時期 施工時間 施工方法 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 3 他機関との協議 ○ 4 工事用地 5 公害対策 6 安全対策 ○ 7 その他	※ 調整 無し ・ 別途工事との工程調整が必要 有り 調整項目 ・ 資材等の流用 ・ 施工順序の調整 ・ 仮設及び工事用道路等の調整 ・ 図示による ・ その他 () ※ 制限 無し ・ 制限 有り ・ 制限する工種名 () ・ 施工時期 (・ 土日祝日のみ) ・ 施工時間 (・ 時 ~ 時まで) ・ 施工方法 () ・ 有 (・ 年 月 日) ・ 有 (・ : ~ :) ・ 無 協議が必要な機関名 () 協議完了見込み時期 () ・ 下記以外は図示等による。 (1) 工事車両の駐車場 (※ 構内 : ()) (2) 資材置き場 (※ 構内 : ()) (3) 建設発生土 (埋戻し、盛り土用) の仮置場所 (※ 構内 : ()) ・ 仮設ヤード ※ 無し ・ 有り (※ 図示による : ()) ※ 施工方法の制限 無し ・ 施工方法の制限 有り ・ 騒音 ・ 振動 ・ 水質 ・ 粉じん ・ 排出ガス ・ その他 () ・ 施工方法等 ・ 指定工法名 () ・ 別途協議による ・ 図示による ・ 事業損失防止に関する調査 ・ 騒音測定 ・ 振動測定 ・ 水質調査 ・ 近隣家屋の事前・事後調査 ・ 地盤沈下測定 ・ その他 () ・ 調査箇所 ・ 図示による ・ 別途協議 ・ 調査時期 ・ 図示による : () ・ 近接公共施設等に対する制限 ・ 近接公共施設名等 (・ 鉄道 ・ 電気 ・ ガス ・ 水道 ・ 電話 ・ その他 ()) ・ 制限を受ける工種 () ※ 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は別途協議による。 ※ 当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合はこれに協力するものとする。	工事区分 別表-1 の記入上の注意 : 「※を基本とし、他の発注工種が適用する場合には ・ を○に変え、※を ・ に変えること。 また、空欄を適用する場合には○を記入し、※を ・ に変えること。」 別表-1 設備工事との工事区分表	施工条件	電気関係 機器の基礎 機 械 関 係 配電盤 ・ 制御盤の基礎 屋内 屋外 屋上 自家発電機の基礎 (アンカーボルトを除く) テレビアンテナ基礎 (アンカーボルトを除く) 避雷針の基礎 (アンカーボルトを除く) 屋内設備 (架台、アンカーボルトを除く) 屋上設備 (架台、アンカーボルトを除く) 屋外設備 (架台、アンカーボルトを除く) 架台、アンカーボルト 特記した基礎 梁、床、壁 貫通スリーブ 梁、床、壁 貫通部型枠 軽量持下地、壁、 天井ボルト類の切込 埋込形分電盤、 端子盤及び板枠 上記開口部の補強 上記開口部の突出し スリートの穴埋め (型枠の穴埋めを含む) フリーアクセスフロア用配線器具 点 検 口 外部取付ガリ 湯沸室のフード 換気扇の取付枠 流 し 台 防 油 堤 床下水槽のマンホール心た 屋外排水管 雨水立管 (たてどい) トイレ手すり 化粧鏡 (衛生器具まわり) はめ込形洗面器用カウンター (前板共) ガスボンベ転倒防止用の鎖 自動ドア及び電動シャッタなどの制御部と 操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ 防火扉リリース 電線槽 配線ビッド及びふた 機器などへの接続 (1 次側) 機器付属の制御盤以降の 2 次側の配線配管 (接地共) 機器付属の制御盤への電源供給配管配線 機器付属の制御盤との電源供給の渡り配管配線 自動制御盤と動力盤との電源回路の渡り配管配線 自動制御盤と動力盤との操作回路の渡り配管配線 天井吊り形 F C U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチの埋込ボックスと、その渡り配管 (吊掛 天井吊り形 F C U、個別パッケージ、全熱交換ユニット等の機器 と付属操作スイッチと、その渡り配線 個別パッケージの室内機、室外の渡り配線 (接地共) 煙感知器から運動制御盤を経る防煙ダンパに至る配管配線 小便器用節水装置の制御盤以降の 2 次側の配管配線 ガス漏れ検知器 電 気 錠 エレベーター出入口三方枠 (全製) エレベーター出入口三方枠 (石製) シャワーユニット バスユニット 洗濯機パン ボード ・ T パー 照明ライン設備プレート 空調ライン設備プレート 消火器ボックス 自動制御設備関連のインバーター装置及び盤 自動制御設備関連のインバーター装置 (別途、盤に組込む)										
	3	・ 1 資材調達 ・ 2 労働者確保							次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類 (実際の取引伝票等) を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>調達地域等</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」(以下「実績変更対象間接費」という。) について、契約締結後、労働者確保に要する方策に資するため、建築関係工事積算基準 (福島県土木部) に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 営繕費 (共通仮設費における仮設建物費) : 労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費 : 募集及び解雇に要する費用、賃金以外の食事・運動費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用、安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額 (建築関係工事積算基準に基づき算出した額) における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費 (営繕費) : 設計書に積上げ計上された金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費 (労務管理費) の割合 : % (3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書 (様式 1) 」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類 (領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。) を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めによる増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとす。	資材名	規格	調達地域等						
資材名	規格	調達地域等																
東日本大震災の復興事業における積算方法等	・ 1 資材調達 ・ 2 労働者確保	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類 (実際の取引伝票等) を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>調達地域等</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (1) 本工事は元請業者が必要とする共通費における、「共通仮設費のうち仮設建物費」及び「現場管理費のうち労務管理費」(以下「実績変更対象間接費」という。) について、契約締結後、労働者確保に要する方策に資するため、建築関係工事積算基準 (福島県土木部) に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、事前に監督員と協議を行い、協議の結果により実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。 営繕費 (共通仮設費における仮設建物費) : 労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費 : 募集及び解雇に要する費用、賃金以外の食事・運動費等に要する費用・福利厚生等に要する費用・純工事費に含まれない作業用具及び作業被服等の費用、安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 (2) 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額 (建築関係工事積算基準に基づき算出した額) における実績変更対象間接費について、その金額または率に占める割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費に占める、実績変更対象間接費 (営繕費) : 設計書に積上げ計上された金額 2) 現場管理費に占める、実績変更対象間接費 (労務管理費) の割合 : % (3) 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書 (様式 1) 」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類 (領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。) を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めによる増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象工事費について実際に支払った額のうち、証明書類において確認された費用から、建築関係工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。 なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 (6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとす。	資材名	規格	調達地域等													○ 1 資材調達 ○ 2 労働者確保
資材名	規格	調達地域等																
準備期間確保工事・フレックス工事	・ 1 準備期間確保工事 ・ 2 フレックス工事 ・ 3 着工届の提出 ・ 4 コリンスの登録 ・ 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係 ・ 6 その他	準備期間確保工事における事務処理要領 この工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間 (○○日間) 内に着工日を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、着工日 (工事の始期) を通知すること。また、契約締結後に、受注者の準備が整った場合は、協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 フレックス工事試行要領 この工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約の締結日までに別紙様式により、工事の始期及び終期を通知すること。 着工届は、着工後速やかに提出すること。 受注時の「コリンス登録」は、着工後に監督員の確認を受け、着工後、速やかに登録機関に登録申請しなければならない。 施工体制台帳については、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第 10 に基づき、提出すること。 ・ 準備期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(準備期間確保工事) ・ 工事の始期までの着工猶予期間は、主任技術者又は監理技術者の配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、着工猶予期間中に行う準備は受注者の責任により行うものとする。(フレックス工事)	○ 1 準備期間確保工事 ○ 2 フレックス工事 ○ 3 着工届の提出 ○ 4 コリンスの登録 ○ 5 福島県元請・下請関係適正化指導要綱関係 ○ 6 その他															
福島地方水道用水供給企業団 電話 024-541-4100 FAX 024-541-4180 住所 福島県福島市飯坂町字沼ノ上 1-1		設計年月 : 令和 8 年 5 月	工事名称 すりかみ浄水場発電機始動用直流電源装置取替工事	図面名称 電気設備工事特記仕様書 (2)	仕様書③													

6 現場環境改善（快適トイレの設置）	1 内容	① 受注者は、現場環境改善の一環として、工事現場毎に設置するトイレのうち男女別に1基ずつ仕様を満たす快適トイレを設置することを標準とする。（詳細は技術管理課ホームページ『快適トイレの設置について』『土木部発注工事における快適トイレの設置に関する運用』を参照のこと） 現場に快適トイレを設置しない場合は、発注者と協議すること。 現場環境（工事期間、周辺環境、労働者配置状況等）を踏まえ、上記標準設置基数以上の快適トイレを設置する場合は、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。 また、実際に現場へ快適トイレを設置した期間が確認できる資料を監督員に提示すること。	9 企業団独自共通仕様	○ 1 現場代理人の兼任	○ 現場代理人の兼任を申請する場合は福島県または構成団体の申請様式を参考とする。 ○ 受注者の工事完成物の保証期間及び納品機器の保証期間は最低1年間とする。 保証開始日は引き渡し日とする。 ○ 受注者は、発注者の工事請負契約約款に定めるもののほか、下表の書類を提出しなければならない。	10 企業団独自特記仕様	○ 1 工事概要	・ 本設備は、すりかみ浄水場で稼働中の自家発電設備始動用直流電源装置盤の取替工事を行うものである。 ・ 自家発電設備始動用直流電源装置盤 1 式 ・ ※詳細は別途協議によるものとする。																																																																																																																																																																																																																																																					
	○ 2 対象機器、設備	・ 工事対象設備の製作、据え付け、機能増設工事 ・ 工事対象設備の動力ケーブル、制御ケーブル、接地線の配線・接続工事 ・ 既設直流電源装の撤去工事 ・ 工事対象設備の単体試験・調整 ・ 既設発電機との組み合わせ試験・調整 ・ その他必要な工事 ※詳細な施工内容については別途協議によるものとする。																																																																																																																																																																																																																																																											
7 再生資源利用（促進）計画	○ 1 再生資源利用計画書	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	○ 4 施工計画書	○ 2 工事、機器の保証	○ 現場代理人の兼任を申請する場合は福島県または構成団体の申請様式を参考とする。 ○ 受注者の工事完成物の保証期間及び納品機器の保証期間は最低1年間とする。 保証開始日は引き渡し日とする。 ○ 受注者は、発注者の工事請負契約約款に定めるもののほか、下表の書類を提出しなければならない。	○ 3 施工概要	○ 4 機器仕様	・ すりかみ浄水場は現在稼働中であるため、直流電源装置盤の撤去および更新に伴う切替作業については、使用停止期間を概ね1週間程度とし、既設設備の運用に支障を及ぼさないよう十分に配慮して実施すること。 なお、仮設発電機を設置する場合は、この限りではないものとする。 ・ 切替後は、既設自家発電設備（三菱電機機製）との動作確認および必要な調整を確実に実施すること。 特に、既設発電機本体を含む既設自家発電設備側の調整作業についても、受注者が責任をもって実施するものとする。 また、自家発電設備始動用直流電源装置盤を含む、自家発電設備一式の品質保証責任は、すべて受注者が負うものとする。																																																																																																																																																																																																																																																					
	○ 2 再生資源利用促進計画書	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。		○ 5 施工条件																																																																																																																																																																																																																																																									
8 総合評価方式における技術提案書の確認	1 内容	※総合評価方式（標準型・簡易型）における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について 総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。 なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。 確認の方法については、「土木工事共通仕様書 Ⅲ編 2、様式 第8号様式（確認書）」を用いることとし、監督員へ提出の上確認を受けることを原則とする。 また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点となる場合があるとともに、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。	○ 5 打合せ議事録 ○ 6 完成図書	○ 3 提出書類	提出書類関係一覧（工事） <table><thead><tr><th>No.</th><th>約款</th><th>提出書類（様式名）</th><th>提出先</th><th>提出時期</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td></td><td>着工届</td><td>監督員</td><td>契約締結後5日以内</td><td>様式 1</td></tr><tr><td>2</td><td>3条</td><td>工程表</td><td>契約担当課</td><td>契約締結後14日以内</td><td>様式 2</td></tr><tr><td>3</td><td>7条</td><td>下請負関係者一覧表</td><td>監督員</td><td>下請人に施工させようとする時</td><td>企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第1号</td></tr><tr><td>4</td><td>7条</td><td>下請負報告書</td><td>監督員</td><td>工事完成検査後2ヶ月以内</td><td>企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第2号</td></tr><tr><td>5</td><td>7条</td><td>理由書</td><td>監督員</td><td>社会保険未加入業者と締結した時</td><td>企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第1号</td></tr><tr><td>6</td><td>7条</td><td>施工体制台帳</td><td>監督員</td><td>下請人に施工させようとする時</td><td>企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第2号の1、参考様式第2号の2</td></tr><tr><td>7</td><td>7条</td><td>施工体系図</td><td>監督員</td><td>下請人に施工させようとする時</td><td>企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第3号</td></tr><tr><td>8</td><td>7条</td><td>工事担当技術者台帳</td><td>監督員</td><td>下請人に施工させようとする時</td><td>企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第4号</td></tr><tr><td>9</td><td>7条</td><td>再下請通知書</td><td>監督員</td><td>再下請人に施工させようとする時</td><td>企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第5号の1、参考様式第5号の2</td></tr><tr><td>10</td><td>9条</td><td>監督員通知書</td><td>—</td><td>—</td><td>様式 3-1～様式 3-2</td></tr><tr><td>11</td><td>9条</td><td>監督員変更通知書</td><td>—</td><td>—</td><td>様式 3-3～様式 3-4</td></tr><tr><td>12</td><td>9条</td><td>工事打合せ簿</td><td>監督員</td><td>そのつど</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第1号</td></tr><tr><td>13</td><td>9条</td><td>確認書</td><td>監督員</td><td>そのつど</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第3号</td></tr><tr><td>14</td><td>10条</td><td>現場代理人及び主任技術者等通知書</td><td>契約担当課</td><td>工事着手の前日まで</td><td>様式 4-1</td></tr><tr><td>15</td><td>10条</td><td>経歴書</td><td>契約担当課</td><td>工事着手の前日まで</td><td>様式 4-2</td></tr><tr><td>16</td><td></td><td>施工計画書（工事打合せ簿添付）</td><td>監督員</td><td>工事着工前</td><td>様式 5</td></tr><tr><td>17</td><td>11条</td><td>工事履行報告書</td><td>監督員</td><td>毎月 月初め</td><td>福島県共通仕様書 様式第8号の3を準用</td></tr><tr><td>18</td><td>13条</td><td>工事材料検査申請書</td><td>監督員</td><td>検査を受けようとする時</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第4号</td></tr><tr><td>19</td><td>15条</td><td>支給品受領書</td><td>監督員</td><td>支給品を受領した時</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第5号</td></tr><tr><td>20</td><td>15条</td><td>貸与品借用書</td><td>監督員</td><td>貸与品を借用した時</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第6号</td></tr><tr><td>21</td><td>15条</td><td>支給品精算書</td><td>監督員</td><td>支給品を精算した時</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第7号</td></tr><tr><td>22</td><td>15条</td><td>貸与品返納書</td><td>監督員</td><td>貸与品を返納した時</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第8号</td></tr><tr><td>23</td><td>20条</td><td>中止命令</td><td>監督員</td><td>中止する時</td><td>福島県共通仕様書 様式第19号の1を準用</td></tr><tr><td>24</td><td>20条</td><td>中止解除</td><td>監督員</td><td>解除する時</td><td>福島県共通仕様書 様式第19号の2を準用</td></tr><tr><td>25</td><td>24条</td><td>工期延期申請書</td><td>監督員</td><td>工期の延長を求める時</td><td>様式 6</td></tr><tr><td>26</td><td>32条</td><td>工事完成届</td><td>監督員</td><td>工事完成後延滞なく</td><td>企業団請負工事検査規程 様式第1号</td></tr><tr><td>27</td><td>32条</td><td>工事目的物引渡書</td><td>監督員</td><td>竣工検査合格後速やかに</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第15号</td></tr><tr><td>28</td><td>33条</td><td>請求書（部分払い、完成）</td><td>監督員</td><td>竣工検査合格後</td><td>様式 7</td></tr><tr><td>29</td><td>34条</td><td>部分使用承諾書</td><td>監督員</td><td>部分使用をする時</td><td>企業団請負工事検査規程 様式第3号</td></tr><tr><td>30</td><td>35条</td><td>前金払請求書</td><td>監督員</td><td>保証契約締結後</td><td>様式 8</td></tr><tr><td>31</td><td>35条</td><td>前金払保証書</td><td>監督員</td><td>保証契約締結後</td><td>—</td></tr><tr><td>32</td><td>38条</td><td>既済部分検査請求書</td><td>監督員</td><td>出来高検査を受けようとする時</td><td>企業団請負工事検査規程 様式第2号</td></tr><tr><td>33</td><td>38条</td><td>部分払請求書</td><td>監督員</td><td>出来高検査を受けようとする時</td><td>様式 9</td></tr><tr><td>34</td><td></td><td>建設業連職金共済金収納書</td><td>契約担当課</td><td>契約締結後速やかに</td><td>—</td></tr><tr><td>35</td><td>14条</td><td>工事写真</td><td>監督員</td><td>工事完成後延滞なく</td><td>福島県共通仕様書 様式第95号を準用</td></tr><tr><td>36</td><td></td><td>現場発生品調書</td><td>監督員</td><td>現場発生品が生じた時</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第9号</td></tr><tr><td>37</td><td></td><td>建設産業廃棄物処理結果報告書</td><td>監督員</td><td>工事完成後延滞なく</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第10号</td></tr><tr><td>38</td><td></td><td>事故等発生報告書</td><td>監督員</td><td>事故等の発生後速やかに</td><td>企業団請負工事監督事務処理要領様式第11号</td></tr><tr><td>39</td><td></td><td>竣工図</td><td>監督員</td><td>工事完成後延滞なく</td><td>紙面、電子データ両方提出</td></tr><tr><td>40</td><td></td><td>社内検査記録</td><td>監督員</td><td>中間・完了の社内検査後</td><td>様式 10-1～様式 10-2</td></tr></tbody></table>	No.	約款	提出書類（様式名）	提出先	提出時期	備考	1		着工届	監督員	契約締結後5日以内	様式 1	2	3条	工程表	契約担当課	契約締結後14日以内	様式 2	3	7条	下請負関係者一覧表	監督員	下請人に施工させようとする時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第1号	4	7条	下請負報告書	監督員	工事完成検査後2ヶ月以内	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第2号	5	7条	理由書	監督員	社会保険未加入業者と締結した時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第1号	6	7条	施工体制台帳	監督員	下請人に施工させようとする時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第2号の1、参考様式第2号の2	7	7条	施工体系図	監督員	下請人に施工させようとする時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第3号	8	7条	工事担当技術者台帳	監督員	下請人に施工させようとする時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第4号	9	7条	再下請通知書	監督員	再下請人に施工させようとする時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第5号の1、参考様式第5号の2	10	9条	監督員通知書	—	—	様式 3-1～様式 3-2	11	9条	監督員変更通知書	—	—	様式 3-3～様式 3-4	12	9条	工事打合せ簿	監督員	そのつど	企業団請負工事監督事務処理要領様式第1号	13	9条	確認書	監督員	そのつど	企業団請負工事監督事務処理要領様式第3号	14	10条	現場代理人及び主任技術者等通知書	契約担当課	工事着手の前日まで	様式 4-1	15	10条	経歴書	契約担当課	工事着手の前日まで	様式 4-2	16		施工計画書（工事打合せ簿添付）	監督員	工事着工前	様式 5	17	11条	工事履行報告書	監督員	毎月 月初め	福島県共通仕様書 様式第8号の3を準用	18	13条	工事材料検査申請書	監督員	検査を受けようとする時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第4号	19	15条	支給品受領書	監督員	支給品を受領した時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第5号	20	15条	貸与品借用書	監督員	貸与品を借用した時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第6号	21	15条	支給品精算書	監督員	支給品を精算した時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第7号	22	15条	貸与品返納書	監督員	貸与品を返納した時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第8号	23	20条	中止命令	監督員	中止する時	福島県共通仕様書 様式第19号の1を準用	24	20条	中止解除	監督員	解除する時	福島県共通仕様書 様式第19号の2を準用	25	24条	工期延期申請書	監督員	工期の延長を求める時	様式 6	26	32条	工事完成届	監督員	工事完成後延滞なく	企業団請負工事検査規程 様式第1号	27	32条	工事目的物引渡書	監督員	竣工検査合格後速やかに	企業団請負工事監督事務処理要領様式第15号	28	33条	請求書（部分払い、完成）	監督員	竣工検査合格後	様式 7	29	34条	部分使用承諾書	監督員	部分使用をする時	企業団請負工事検査規程 様式第3号	30	35条	前金払請求書	監督員	保証契約締結後	様式 8	31	35条	前金払保証書	監督員	保証契約締結後	—	32	38条	既済部分検査請求書	監督員	出来高検査を受けようとする時	企業団請負工事検査規程 様式第2号	33	38条	部分払請求書	監督員	出来高検査を受けようとする時	様式 9	34		建設業連職金共済金収納書	契約担当課	契約締結後速やかに	—	35	14条	工事写真	監督員	工事完成後延滞なく	福島県共通仕様書 様式第95号を準用	36		現場発生品調書	監督員	現場発生品が生じた時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第9号	37		建設産業廃棄物処理結果報告書	監督員	工事完成後延滞なく	企業団請負工事監督事務処理要領様式第10号	38		事故等発生報告書	監督員	事故等の発生後速やかに	企業団請負工事監督事務処理要領様式第11号	39		竣工図	監督員	工事完成後延滞なく	紙面、電子データ両方提出	40		社内検査記録	監督員	中間・完了の社内検査後	様式 10-1～様式 10-2	○ 7 保固検査 ○ 8 週休2日促進工事に関する特記 ○ 9 事前調査に関する特記	○ 水道法第21条及び水道法第21条に基づく健康診断実施要項に基づき必要書類を提出すること。 ○ 本工事は、部分的な設備を対象とした短期間の施工であるため、設計に4週8休以上を確保する場合の補正は適用していない。 ○ 受注者は、必ず施工前に現地の調査、照会を全数行い、設計図書の確認をしなければならない。 なお、受注者の確認不足等の理由による責は、受注者負担による復旧とする。
	No.	約款		提出書類（様式名）		提出先	提出時期	備考																																																																																																																																																																																																																																																					
1		着工届	監督員	契約締結後5日以内	様式 1																																																																																																																																																																																																																																																								
2	3条	工程表	契約担当課	契約締結後14日以内	様式 2																																																																																																																																																																																																																																																								
3	7条	下請負関係者一覧表	監督員	下請人に施工させようとする時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第1号																																																																																																																																																																																																																																																								
4	7条	下請負報告書	監督員	工事完成検査後2ヶ月以内	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第2号																																																																																																																																																																																																																																																								
5	7条	理由書	監督員	社会保険未加入業者と締結した時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第1号																																																																																																																																																																																																																																																								
6	7条	施工体制台帳	監督員	下請人に施工させようとする時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第2号の1、参考様式第2号の2																																																																																																																																																																																																																																																								
7	7条	施工体系図	監督員	下請人に施工させようとする時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第3号																																																																																																																																																																																																																																																								
8	7条	工事担当技術者台帳	監督員	下請人に施工させようとする時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 様式第4号																																																																																																																																																																																																																																																								
9	7条	再下請通知書	監督員	再下請人に施工させようとする時	企業団元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第5号の1、参考様式第5号の2																																																																																																																																																																																																																																																								
10	9条	監督員通知書	—	—	様式 3-1～様式 3-2																																																																																																																																																																																																																																																								
11	9条	監督員変更通知書	—	—	様式 3-3～様式 3-4																																																																																																																																																																																																																																																								
12	9条	工事打合せ簿	監督員	そのつど	企業団請負工事監督事務処理要領様式第1号																																																																																																																																																																																																																																																								
13	9条	確認書	監督員	そのつど	企業団請負工事監督事務処理要領様式第3号																																																																																																																																																																																																																																																								
14	10条	現場代理人及び主任技術者等通知書	契約担当課	工事着手の前日まで	様式 4-1																																																																																																																																																																																																																																																								
15	10条	経歴書	契約担当課	工事着手の前日まで	様式 4-2																																																																																																																																																																																																																																																								
16		施工計画書（工事打合せ簿添付）	監督員	工事着工前	様式 5																																																																																																																																																																																																																																																								
17	11条	工事履行報告書	監督員	毎月 月初め	福島県共通仕様書 様式第8号の3を準用																																																																																																																																																																																																																																																								
18	13条	工事材料検査申請書	監督員	検査を受けようとする時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第4号																																																																																																																																																																																																																																																								
19	15条	支給品受領書	監督員	支給品を受領した時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第5号																																																																																																																																																																																																																																																								
20	15条	貸与品借用書	監督員	貸与品を借用した時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第6号																																																																																																																																																																																																																																																								
21	15条	支給品精算書	監督員	支給品を精算した時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第7号																																																																																																																																																																																																																																																								
22	15条	貸与品返納書	監督員	貸与品を返納した時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第8号																																																																																																																																																																																																																																																								
23	20条	中止命令	監督員	中止する時	福島県共通仕様書 様式第19号の1を準用																																																																																																																																																																																																																																																								
24	20条	中止解除	監督員	解除する時	福島県共通仕様書 様式第19号の2を準用																																																																																																																																																																																																																																																								
25	24条	工期延期申請書	監督員	工期の延長を求める時	様式 6																																																																																																																																																																																																																																																								
26	32条	工事完成届	監督員	工事完成後延滞なく	企業団請負工事検査規程 様式第1号																																																																																																																																																																																																																																																								
27	32条	工事目的物引渡書	監督員	竣工検査合格後速やかに	企業団請負工事監督事務処理要領様式第15号																																																																																																																																																																																																																																																								
28	33条	請求書（部分払い、完成）	監督員	竣工検査合格後	様式 7																																																																																																																																																																																																																																																								
29	34条	部分使用承諾書	監督員	部分使用をする時	企業団請負工事検査規程 様式第3号																																																																																																																																																																																																																																																								
30	35条	前金払請求書	監督員	保証契約締結後	様式 8																																																																																																																																																																																																																																																								
31	35条	前金払保証書	監督員	保証契約締結後	—																																																																																																																																																																																																																																																								
32	38条	既済部分検査請求書	監督員	出来高検査を受けようとする時	企業団請負工事検査規程 様式第2号																																																																																																																																																																																																																																																								
33	38条	部分払請求書	監督員	出来高検査を受けようとする時	様式 9																																																																																																																																																																																																																																																								
34		建設業連職金共済金収納書	契約担当課	契約締結後速やかに	—																																																																																																																																																																																																																																																								
35	14条	工事写真	監督員	工事完成後延滞なく	福島県共通仕様書 様式第95号を準用																																																																																																																																																																																																																																																								
36		現場発生品調書	監督員	現場発生品が生じた時	企業団請負工事監督事務処理要領様式第9号																																																																																																																																																																																																																																																								
37		建設産業廃棄物処理結果報告書	監督員	工事完成後延滞なく	企業団請負工事監督事務処理要領様式第10号																																																																																																																																																																																																																																																								
38		事故等発生報告書	監督員	事故等の発生後速やかに	企業団請負工事監督事務処理要領様式第11号																																																																																																																																																																																																																																																								
39		竣工図	監督員	工事完成後延滞なく	紙面、電子データ両方提出																																																																																																																																																																																																																																																								
40		社内検査記録	監督員	中間・完了の社内検査後	様式 10-1～様式 10-2																																																																																																																																																																																																																																																								
9 熱中症対策	(1) 工期・工程等	本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。 i) 作業不能日数：●日間 ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●※1（福島）地点における WBGT 値（気温・湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（令和●●年～●●年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和 63年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT 値が3.1以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの。 iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●（福島）地点における WBGT 値が3.1以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものの（小数点以下 第一位を四捨五入する。））が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。	福島地方水道用水供給企業団 電話 024-541-4100 FAX 024-541-4180 住所 福島県福島市飯坂町字沼ノ上1-1	工事名称	すりかみ浄水場発電機始動用直流電源装置取替工事																																																																																																																																																																																																																																																								
	・ 猛暑による作業不能日数	設計年月：令和8年5月		図面名称	電気設備工事特記仕様書（3）	仕様書④																																																																																																																																																																																																																																																							

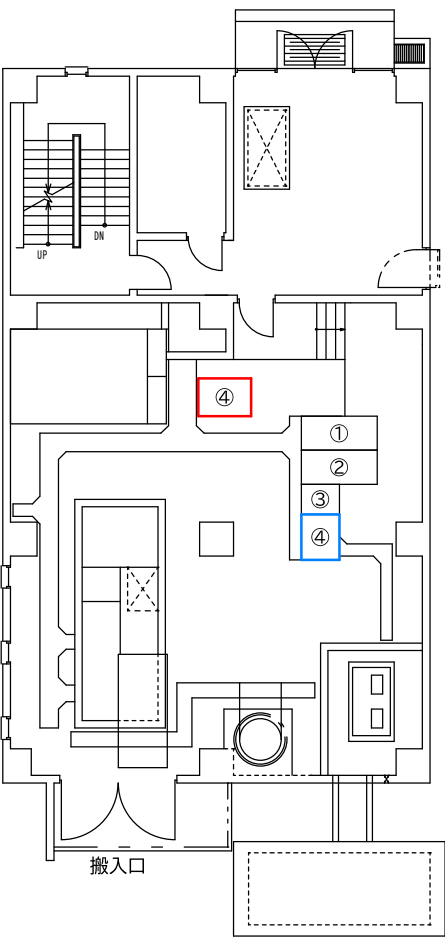
単線結線図（既設）



位置図



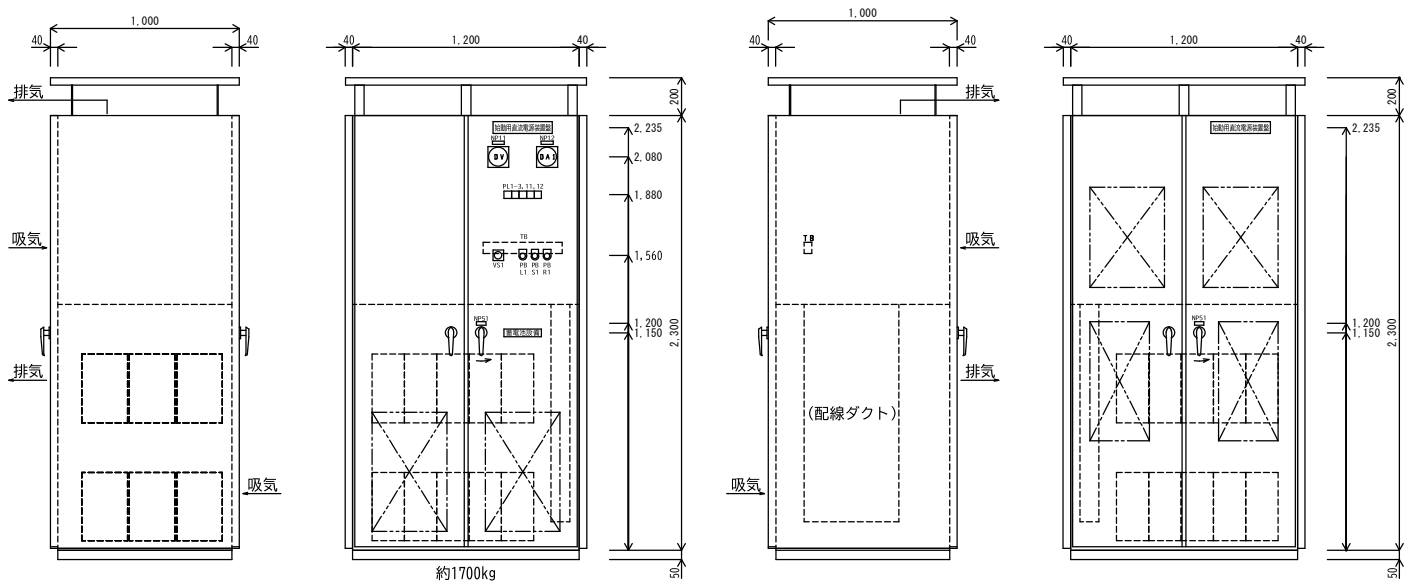
脱水機棟1階 発電機室 平面図 S=1/100



- 今回新設機器
※新設機器の設置位置は現地確認後決定するものとする
- 今回撤去機器

始動用直流電源盤機器表		
	既 設	新 設
型式	【整流器盤】 BROS04010TBG 【蓄電池】 SNS-500	—
製造者	日本電池㈱/三菱電機㈱	—
製造年	【整流器盤】 2001年製 【蓄電池】 2012年製	—
数量	1面	1面
仕様	【整流器盤】 サイリスタ方式整流器 入力:AC3φ3W 420V 出力:DC66.9V 10A 【蓄電池】 制御弁式据置鉛蓄電池（期待寿命13～15年） 出力:DC60V 容量:500Ah/10HR 30セル	【整流器盤】 サイリスタ方式整流器 入力:AC3φ3W 420V 出力:DC66.9V 10A 【蓄電池】 制御弁式据置鉛蓄電池（期待寿命7～9年） 出力:DC60V 容量:500Ah/10HR 30セル
その他	原動機起動回路内蔵	既設発電機（三菱電機㈱製）の原動機起動回路を含む構成とする

外形図（既設） S=1/20



- ① 発電機盤
② 自動始動盤
③ 自家発補器盤
④ 自家発始動用直流電源装置盤

令和 8 年度			
工事名	すりかみ浄水場発電機始動用直流電源装置取替工事		
図面	単線結線図、位置図、平面図、外形図		
工事箇所	福島市飯坂町字沼ノ上 1 - 1		
縮尺	図示	図面番号	1/1
作成年月日	令和 8 年 5 月		
福島地方水道用水供給企業団			